

# 私たちの生活は今

## 花子さんと反美さんの場合

創刊以来「男女共同参画社会」という言葉をひんぱんに使ってきましたが、大分市に暮らす私たちの現実社会はどうなっているでしょうか。見えているようで、見えていない。気が付いていない。今回は、市民の方々にいることが多いのではないのでしょうか。今回のストーリーを作ってみました。似たような経験をしたことのある人、思い当たることのある人も多いはず。また、今まで意識していなかった事柄もあるでしょう。何がどう問題なのか。これから一緒に考えていきましょう。

### 女のくせに

#### 学校で

私は大分花子、15歳の中学3年生。市内の公立中学校に通っています。先日、掃除の時間に、ある男子がふざけていたので注意をしたところ、「女のくせにうるせえ」と言われました。注意されたことが気に入らなかつたのですが、なぜそれが「女のくせに」「うるさい」のか分かりませんでした。腹が立って言い返しましたが、何を言っても同じセリフ。「女のくせにうるせえ」。

### 15歳の憂うつ

### 女の子はお手伝い…

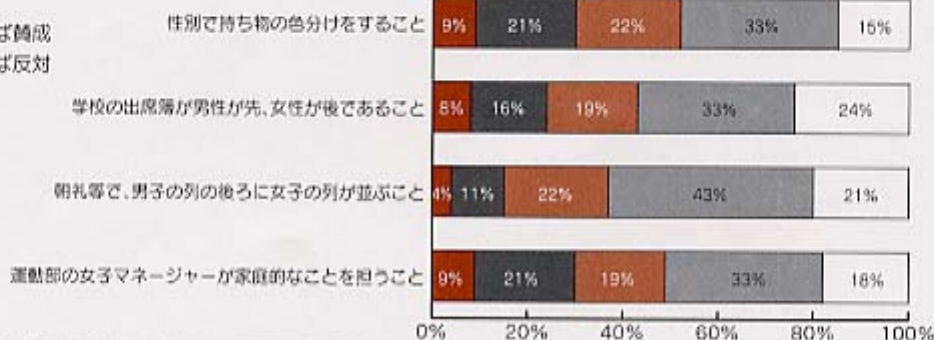
#### 地域で

近所のおじさんやおばさんとは会えば挨拶もするし、時々話をしたりもします。私には親切だし、決して嫌いではありませんが、こんなことを言われたことがあります。「勉強もいいけど、やっぱり女の子はお手伝いもしないとね。」家の手伝いは確かに大切です。家族の一員として自分でできることは自分でしなければ、とも思っています（母まかせのことが多いのは反省してます）。女の子だからするものではありません。大人だって、表向きは分かっているはずですが、でも内心はそう思っていないから、ついそういうことを私に言うのでしょう。

家族は父、母、2つ違いの弟の4人暮らし。普段は仲の良い家族です。が、私と弟がけんかしている時など、母はよく「女の子がそんなこと言うもんじゃ（するもんじゃ）ありません」と私を叱ります。小さいころはそう言われるのが普通だったので、なんとも感じませんでした。最近はモヤモヤした気持ちになります。私が男の子だったらそんなことしても、言ってもいいのだろうか。その疑問をぶつけると「口ごたえするな」と親の権威をふりかざして封じ込めます。答えになっていないと思うんです。

#### 家庭で

- 賛成
- どちらかといえば賛成
- どちらかといえば反対
- 反対
- わからない



(資料出所：大分県「男女共同参画社会づくりのための意識調査」平成11年12月)

資料1  
学校における  
男女不平等



### 職場で

男女雇用機会均等法とか、セクハラ防止のためのマニュアルとかいろいろあるようですが建前と本音がきれいに分かれただけっていう気がします。実際の職場では相変わらず女性がお茶くみをしています。「やっぱり若い女の子がいれてくれるお茶はおいしい」なんて言われると、強制じゃないとはいえ、立場的にはせざるを得ない。「若い」「女の子」という言葉にも、ひっかかりは感じます。結婚したら「寿退社」という暗黙の了解みたいなのもありますし、そういうことに疑問を感じ始めると、だんだん愚痴しくなります。

### 家庭で

嫁にもいかんで…

大分友美、30歳。会社勤めの独身です。

家族と同居しています。世間では私のような立場の人間をパラサイト・シングルなんて呼んでいるようですが、一応生活費は入れています。でも、食事の支度や洗濯は母まかせ。残業もそれなりにこなしてるし、その上家事なんて私にはできません。そんな私を見て、父は「嫁にもいかんで…」とため息をつきます。父の口癖は「女賢しゅうして、牛売り損なう」。女がでしゃばると、ろくなことにならない、ということなのでしょう。昔気質の人なので、こういう考えを捨て切れないのは仕方ないのでしょうか。



## 独身女性の憂うつ

これらは、ほんの一例です。この話の中に、どういう問題が隠されているのを感じ取るのができたでしょうか。共感したところ、逆に反発を感じたところもあるかもしれません。真の男女共同参画社会は、まず問題を意識することから始まります。解決は、それなしにはありえません。今一度、自分の身の回りの問題を見つめてみませんか。



小さい頃から可愛がってくれた近所の人達。だけど最近、会うのが苦痛です。人の顔見れば「結婚はまだ？」と尋ねるのです。悪気はないんだろうけど、結婚するのは当たり前と言わんばかりの態度には正直うんざり。でも、そういえば私も、結婚した友人に「子どもはまだ？」なんて言っていましたね。無神経だったと反省しています。こういう時は一体どう対処したらいいのか悩んでいます。我慢して、言われ続けるしかないのでしょうか。



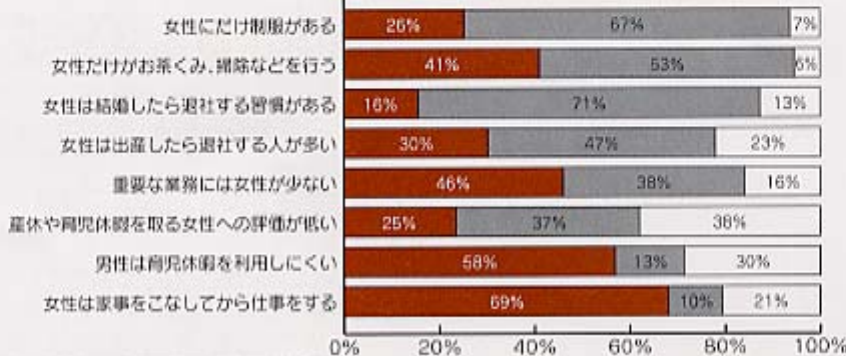
### 地域で

**パラサイト・シングル**  
親に生活の基礎的部分を依存しながら、自身の経済力以上の生活を楽しむ未婚者

**セクハラ**  
一般には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」をいう。

**男女雇用機会均等法**  
1985年(昭和60年)に制定した(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律)のこと。昨年4月、募集・採用や配属・昇進等について改正された。

- ある
- ない
- わからない



資料2  
職場における待遇の現状

(資料出所：大分県「男女共同参画社会づくりのための意識調査」平成11年12月)